

日朝関係の近代的変容と境界領域

— 明治維新期の対馬を中心に —

木村直也

はじめに

対馬という島は、朝鮮半島に近く、日本列島と朝鮮半島、あるいは東シナ海と日本海（東海）の結節点にある。もともと平野が少なく農業生産に乏しいため、とくに中世以降は朝鮮半島との貿易への依存を高めていた。そうした地理的条件をもつ対馬には、朝鮮とのさかんな交流や貿易を行うといった、国家・民族を超えた交流の可能性をもつ「境界」の地域としての性格がある。その一方で、日本国家の国境として国防の要衝とされ、また内地との経済格差のため中

中央政府からの援助に頼らざるをえず、国家の中央からみた「周辺・周縁」「辺境」としての性格も有している。現在に至るまで各時代において、この両者の性格を併せもちながら、対馬が主体的に自らの生存と繁栄を図る動きをしてきた歴史がある。

こうした対馬の特性を踏まえつつ、本稿では日朝関係の近世から近代への移行・変容に伴う対馬の変化と対応について考察してみたい。

1. 江戸時代の対馬と朝鮮

（一）近世日朝通交システムの成立

中世の東アジアでは、倭寇の活動も伴いつつ、さかんな海域交流が展開され、対馬にいた人びとも日朝間の交易活動などに参加していた。こうした状況は、幕末維新期にも憧憬の念をもって振り返られることになる（後述する幕末の対外進出論、大島友之允の言説など）。豊臣秀吉の朝鮮侵略（一五九二〜九八年）により日朝通交・貿易は断絶したが、対馬宗氏による国交回復交渉により、慶長一二（一六〇七）年に朝鮮使節が来日して国交が回復された。この際に対馬藩による国書の偽造・改竄を伴っていたことは、よく知られている。また慶長一四（一六〇九）年に己酉約条が締結され、対馬・朝鮮間の貿易が再開された。朝鮮貿易に頼らざるをえない対馬にとって、貿易の可否は死活問題であった。

対馬藩の国書偽造・改竄が暴露された御家騒動である柳川一件の裁定が寛永一二（一六三五）年に下されたのち、日朝通交・貿易の再編が行われ、宗氏が日朝通交を一元管理する近世日朝通交システムが確立した。

（二）倭館における通交・貿易

対馬・朝鮮間の通交・貿易の舞台となる釜山（プサン）の倭館は、延宝六（一六七八）年に豆毛浦（トウモロポ）から草梁（チヨリヤン）に移された。ここに対馬藩の藩士・商人らが赴いて、定品定額の官営貿易（封進・回賜、公貿易）と商人どうしによる私貿易が行われた。この近世の日朝通交システムは、対馬が徳川幕府と朝鮮王朝の仲介となる形の微妙な三角関係によって維持されたことに留意したい。すなわち、徳川将軍と朝鮮国王は対等な関係であるが、日常的な交流はない。対馬宗氏は将軍との間で主従関係を結んでいた一方で、朝鮮国王に対してあたかも朝貢しているかのような形もとりながら通交・貿易を実現させていた。例えば、対馬からの使節が釜山倭館に赴くと朝鮮側の接待儀礼が行われるが、その際には朝鮮国王を象徴する殿牌（でんぱい）を拝礼する儀式を伴っていたし、朝鮮から対馬側に渡海料として米も支給されていた。あえてそのような形をとることで、対馬藩は日朝関係を安定的に維持し、貿易利益を確保していたのである。

対馬・朝鮮間の接触の場面では、両国の通詞どうしの独自の世界（結託・癒着も含んだ交流）があったし、権力側の規制をかくぐった密貿易もそれなりに存在していた。まさに境界地域特有の、国家・民族を超えた独自の領域があったといえよう。

2. 近世後期の日朝関係の変質

(1) 日朝貿易の衰退と対馬藩の財政窮乏

日朝貿易は元禄期にピークを迎え、対馬藩は相当な利益をあげていた。しかし一七世紀末からの幕府による貨幣改鑄・貿易制限や国産化政策を受けて、日朝貿易はしだいに下降線を描くことになる。一八世紀に日朝貿易での銀輸出は途絶し、代わって輸出の主力となった銅も幕府の強い管理下に置かれ、また輸入品であった生糸・絹織物・朝鮮人参の国産化が進められた。その結果、私貿易は衰退していき、以後は官営貿易中心に幕末維新时期まで貿易が続けられることになる。

貿易の衰退は当然、対馬藩の財政窮乏を招来する。一八世紀以降、対馬藩は幕府から度重なる拝借・拝領・優遇措置を受けていくことになり、安永五（一七七六）年からは、私貿易「断絶」を名目に（実際は断絶していない）幕府から毎年金一万二〇〇〇両の拝領を受けた。こうした援助要求の際の対馬藩の論理は、朝鮮通交は対馬宗家に課せられた家役（「朝鮮御役職」「朝鮮押えの役」）であり、貿易収入は知行同然であって、貿易収入の減退は知行の削減に等しい、というものであった。³⁾

(2) 通信使途絶と対外進出論

文化八（一八一二）年には対馬易地聘札えきちへいれいによる通信使渡来が実現した。通信使が江戸まで行かずに対馬で国書交換を行うというのは、おもに財政的理由によるものであるが、背景に朝鮮蔑視観もあったといわれる。その後、將軍の代替わりごとに通信使派遣は計画されるが、いずれも延期を繰り返して、結果的に文化信使が最後の通信使となった。通信使渡来が実行されないことは、対馬藩が日朝交流の演出者としての役割を果たしつつ幕府から大型援助を得る機会が失われることになる。

一八世紀末以降、欧米列強の接近による対外危機意識をもとに、対外進出論が知識層の間で論じられるようになっていき、とりわけペリー来航以降は多様な立場からの進出論が広範にみられるようになった。こうした思潮が、財政窮乏に苦しむ対馬藩に朝鮮通交のあり方を見直す環境を与えていくことになる。⁴⁾

3. 幕末の対馬による日朝通交変革への動き

(1) ポサドニック号事件と移封論

一九世紀にはイギリス・ロシアが世界的な覇権争いを展開しており、対馬は東アジアにおける戦略的な要衝と

みなされるようになった。安政六（一八五九）年にはイギリス艦アクテオン号が対馬に来航した。そして文久元（一八六一）年二、八月にはロシア艦ボサドニック号が対馬浅茅湾あせうに来航し、芋崎付近に上陸・占拠し、対馬藩に付近の土地の租借を要求するに至った。そうした最中の六月一三日に對馬藩は、移封を求める内願書を幕府に提出した。對馬藩としては日朝通交を手放す意志はなかったと思われるが、移封が実現すれば、日朝関係にも大きな影響を与えることは必至であった。

ボサドニック号が退帆したのち、幕府から派遣された外国奉行野々山兼寛ら一行が對馬全島の巡検・調査を行い、翌年二月に幕府に報告書を提出した。ここでは對馬の告知・開港についての問題点が指摘されており、結果として告知・開港は実現しなかった。しかしこのボサドニック号事件により、日本国の周縁にある對馬の防衛問題は全国的な関心になったのであった。

（2）對馬藩による援助要求運動と朝鮮進出論提唱

文久二（一八六二）年八月、對馬藩内のクーデタにより、移封論を推進していた江戸詰家老の佐須伊織が殺され、尊王攘夷派藩士らが主導権を握った。近世後期には、財政窮乏に苦しむ對馬藩では内訌と幕府援助獲得が結びつき、自

派が実権を握るためにも援助獲得を実現させるという傾向がみられる。このときも尊攘派を中心に幕府に対する大型財政援助要求の運動を開始し、大島友之ともよし允のしょうら周旋グループの活動が展開された。

對馬藩は、当時の全国的な尊攘運動の中心で、姻戚関係のあった長州藩と同盟を組み、幕府・朝廷など諸方への働きかけを行った。その際に對馬藩は、日朝関係の問題点と對馬防衛の必要を訴えており、諸方に示した藩情説明書には、「食を異邦に仰ぐ」（對馬の食糧を朝鮮から得ている）ことは国威にかかわると述べている。また幕府要路への運動では、老中板倉勝静かつきよの顧問の儒者である山田方谷や、軍艦奉行並の勝海舟など、当時對外進出論を唱えていた人物たちと接触したことも大きな意味をもつ。

對馬藩は文久三（一八六三）年五月一二日に幕府に対し、年々三万石の米の援助と武器・軍艦の貸与を求める願書を提出した。注目すべきはその願書中において、外夷に朝鮮を取られる前に日本が朝鮮に進出すべきであり、そのためまず對馬援助を求めるとする論理で朝鮮進出論を提唱したことである。幕末期にはさまざまな立場から對外進出論が唱えられていたが、これは財政窮乏に苦しむ對馬藩の現実の利害に基づく主張であり、その後、對馬藩は廢藩に至るまで一貫して日朝通交変革路線を推進することになる。

後述するその後の展開をみれば、日朝関係を担ってきた当事者自身がここで日朝通交変革・朝鮮進出を唱えた意義は大きいといわねばならない。またここでの朝鮮進出論は、はじめは朝鮮を説得し、聞かれなければ討つという段階的進出論になっており、一方的な出兵・侵略論とは異なり、政策化への現実性を付与し、さらに多様な進出論者の支持を得やすいものであることも指摘しておきたい。幕府は激論のすえ、五月二六日に対馬藩の要求を認め、事情探索のため勝海舟の対馬差遣も指示した。日朝通交変革・朝鮮進出の政策化へ向けて動き出したのである。

八月一八日の政変、禁門の変により中央政局における尊攘勢力の失墜へと向かうなかで、元治元（一八六四）年一〇月二六日に大島友之允は幕府目付向山栄五郎に対し、長大な朝鮮進出建白書を提出した。建白書の構成は次の通りである。

前年願書の朝鮮進出論の略述／「彼国元来自尊之国風」だからすぐに「属国大臣之礼」はとらないだろうが、「御恩徳」を先にし、服さなければ「赫然膺懲之御勇断」に出るべき／朝鮮は「偏固之旧規を拘守」して承服しないだろうから、根強くとりかかり、恩・威・利の三つを活用すべき／「第一策、兩國交際之規則を改」／「第二策、勉て彼之民心を服す」／「第三策、兩國之禁を破」

史苑（第七七卷第二号）

／「第四策、彼我之物産を開」／「第五策、神州之武威勇氣を示す」／「第六策、清国之商路を開」／「第七策、大に海軍を興起す」／幕吏の対馬下向を求める全体として「皇国」の優越と朝鮮蔑視の意識が底流にあり、また勝海舟の言説をとりいれるなど、多様な対外進出論を背景にしていることがわかる。段階的進出論の論理を明確にし、対馬藩ならではの、日朝通交の実態がある程度踏まえられた具体的内容になっている。さらに、中世の三浦の交易を理想視しつつ、規制の厳しい現行交易のあり方を批判している。境界領域としての、より自由な活動を希求しているといえよう。

（3）慶応年間の動き

尊攘勢力の失墜のなかで、元治元年から慶応二（一八六六）年にかけて、幕府の対馬・朝鮮問題への取組みは一時棚上げ状態になる。年々三万石支給は二年間で停止され、幕吏の対馬下向は実現せず、対馬藩は焦燥し、「弊藩一手を以其緒取開」との意志を固めた。

文久三年の対馬藩援助を実現させた老中板倉勝静は、一時失脚していたが、慶応元年に復職した。対馬藩の大島友之允らは板倉と接触し、朝鮮政策の再浮上へと向かう。慶応二年一二月二〇日に老中板倉は対馬藩に達を与え、「諸

事不拘古格、外国（欧米列強）御交際之振合ニ基、益御信義相立候様可被取斗候」とし、「朝鮮取扱規則」の变革を指示した。

対馬藩による朝鮮との貿易変革交渉が開始される。まず慶応三（一八六七）年一月には倭館欄出（規定に反して朝鮮側の許可なく倭館外に出ること）を行い、対日外交を管理する東萊府と直接交渉することに成功した。このとき東萊府使は、公貿易における米・木綿（公米木）渋滞への善処を約束した。ついで三月、対馬藩は講信大差使仁位孫一郎を倭館に派遣し、物貨渋滞改善、東萊府との直接交渉、武器輸出解禁など貿易規則変更についての交渉を申し入れた。元治元年の大島友之允建白書でも、日朝通交変革の突破口として武器輸出解禁が位置づけられているが、近世日朝通交システムではみられなかった大きな変更を含む諸要求であった。朝鮮側は欄出では対馬藩の要求を認めたものの、講信大差使は旧例違反として拒否した。

この頃、朝鮮ではアメリカ・フランスの艦船が来航して武力衝突を起こすという丙寅洋擾（一八六六年）が起り、その情報が日本にも届いてきていた。朝鮮政府から事件を伝える書契が倭館で対馬藩に渡され、將軍慶喜のもとへ転達された慶応三年三月より以前に、日本の開港地などから各種情報が入り、仏・米両国による朝鮮再襲撃の風聞も含ま

れていた。この情報を受けて幕府は、朝鮮と仏・米とを調停する使節の朝鮮派遣を計画した。江戸時代を通じて幕府使節が朝鮮に直接派遣された例はなく、場合によっては漢城（ソウル）まで行かせることを想定しているなど異例な内容であり、西洋近代国際関係の立場に立脚し、中央政府が直接外交を管掌するという近代的性格をも有する計画であった。

対馬藩側の各種史料からは、この計画に対する同藩の姿勢がみてとれる。倭館のみならず、長崎などでも丙寅洋擾の情報を入手した対馬藩は、これを随時幕府に伝え、調停の必要性を働きかけている。藩内の史料によれば、丙寅洋擾は朝鮮通交の「御役職」にとつて「重大之御事柄」だとして幕府と協議する意向を示し、大島友之允は「朝鮮国危急存亡之秋到来」の状況であるので、「御和談を以両国解兵、唇齒万世相保之御誠意致貫徹候様」にしたいとしている。また大島宛の平田為之允書では、「従来之御役職相立、神州ニおゐても転禍為福之御長策」を得て、かねて取りかかっている「朝鮮国御重用件」が運ぶようにしたいとも書かれている。幕府使節派遣計画の最初の提唱者は判然としないが、対馬藩が当初から調停使節派遣に意欲的であったことは明らかである。対馬藩は一貫して使節計画に積極的な関与をしており、これを日朝通交変革の突破口に位置づけていたと考えられる。

さらにこの頃、清国の新聞に八戸順叔(幕府代官手代の子息)の征韓記事(日本は軍艦を準備し、朝鮮を往討する志があるという内容)が掲載され、清国政府から朝鮮に伝えられた。慶応三年三月に朝鮮は対馬に対し、八戸記事について詰問する書契を送った。対馬藩は幕府と協議し、八月には記事内容を事実無根として否定する回答書契を朝鮮に送ったが、対馬藩・幕府ともに、この八戸記事の否定と幕府使節派遣による調停とを絡めようとする意向を示し、回答書契でも幕府使節が派遣されれば疑いは晴れるとの文言が盛り込まれた。

しかし、朝鮮側とすれば、対馬藩による異例な貿易変革の交渉、幕府による使節派遣、八戸順叔征韓記事を同時期に突きつけられたことになる。いわば「一八六七年ショック」ともいべき事態となり、仏・米の再来襲が予想される緊張感に包まれた状況で、日本に対する猜疑心を強めざるをえなかった。この事情を踏まえうえて、後述する翌年の新政府樹立通告書契の衝撃を考察すべきであろう。

朝鮮は幕府使節派遣拒否の意思を対馬側に示したが、派遣計画は一〇月の大政奉還の後も継続して進められていた。しかし、「王政復古」クーデタ、戊辰戦争によって幕府が倒壊したため、朝鮮への幕府使節派遣計画は自然消滅となった。

4. 日朝関係の転回 — 「交隣」から「征韓」へ

(1) 明治新政府成立と対馬藩による日朝通交刷新建議

明治新政府が成立してから大きく転回してしまいう日朝関係と対馬についてみていこう。慶応三年二月九日に「王政復古」クーデタが起り、明治新政府が樹立される。翌慶応四(明治元、一八六八)年三月二三日に新政府は対馬藩に対し、「是迄ノ通両国交通ヲ掌候様家役ニ被命候」と沙汰したうえて、「王政御一新」により海外の儀は「旧弊等一洗」するようにと付言し、また朝鮮との国交は今後朝廷で取り扱う旨を朝鮮へ通達するよう指示した。

この頃、対馬藩は新政府首脳の一人となった木戸孝允を通じて、朝鮮通交問題と対馬藩援助を働きかけていたが、閏四月六日に新政府に対して「従前之宿弊遍ク御更革」するようにと朝鮮通交刷新を建議した。そのときに添付された「別録」には次のような内容が記されていた。

① 朝鮮外交を対馬一手に任せるべきでない。

② 交際一新に際して通商交易も朝廷で取り計らうべきであり、「(列強に)先スレハ(朝鮮を)制スルノ儀、此时会御取失無御座、恩威并行、今日ヨリ其規模ヲ被為定、御統御之術、其法ヲ被為得候者、数歳之後、猶外府ノコトシ共可申哉」。

③朝鮮から食糧を得ているのは「藩臣之礼ヲ取ルニ近ク」、「対州私交ノ弊例速ニ更革被仰付候儀、韓国へ御手ヲ被為下候御順序之第一」である。

④名分条理を正し従来の弊例を改め、両国の使節は軽装簡易にすべきである。

⑤朝鮮は「元来偏固之風習、善悪旧規ヲ拘守」する国柄で、「丁寧反復示諭」を加え、聞かれなければ「赫然（かくせん）膺懲（ようちゆう）」し、「皇国義勇尚武之氣象不言シテ相徹候様」にしたい。

また、もう一つの添付書類である「両国交際ノ節目」では、対馬による日朝通交の歴史と方式を解説しているが、やはり通交・貿易における屈辱性や問題点を訴えている。この建議書と付属書は、幕末以来の対馬藩の日朝通交変革路線に基づいていることは明らかで、新政府との交渉が大島友之允を中心に行われていたこともあり、元治元年の大島の朝鮮進出建白書と文言も酷似している。この通交刷新建議と同時期に対馬藩は、政府による財政援助を強く要望して協議を進めており、その結果、明治二（一八六九）年には九州での加増が認められている。通交刷新と対馬藩援助とが分かちがたく結びついていることに留意したい。

さて、このように対馬藩は新たな中央政府に依存し、「対州私交ノ弊例」を批判しているが、これは対馬の既得権

を自ら否定するものであろうか。たしかに客観的にはそうした矛盾を孕んでおり、この後、実際に対馬の特権が奪われていく方向に向かうのだが、この段階までは対馬藩の主観的認識としては矛盾していなかったといえよう。廃藩になることなど夢想もしなかったこの時期には、対馬藩はあくまで新政府を利用しつつ対馬援助と日朝通交変革を実現し、自藩に有利な方向への展開を期待していたのである。

（2）新政府樹立通告書契と日朝関係の険悪化

慶応四年五月以降、大島友之允は新政府の外国官と日朝国交調整・対馬藩援助を交渉した。その結果、「王政御一新」を通告する書契が作成され、対馬藩はそれを持参した大修大差使樋口鉄四郎を朝鮮に派遣した（二月一九日に釜山到着）。その書契は一方的に従来の慣例を破ったものだったので、朝鮮側は違格として認めず、大修大差使の応接を拒否した。この書契（予告書契も含む）で朝鮮側が問題としたのはおもに次の点である。

①対馬藩主の肩書きを、従来「日本国対馬州太守拾遺平某」から「日本国左近衛少将対馬守平朝臣義達」に変更（格上げ）した。

②対馬に朝鮮が支給していた函書（銅印）を廃止し、新政府支給の新印を使用した（朝貢的性格の否定）。

③朝鮮にとって宗主国の清国皇帝のみに使う「皇」「勅」の文字を、日本の天皇に於て使用した（天皇を清国皇帝と同位に置いた）。

こうした朝鮮側の反発は、対馬藩側も十分予想していた。一〇月八日の藩主宗義達による藩内への戒諭では、朝鮮側による撤供撤市（倭館への物貨搬入拒否、貿易断絶）と政治上の困難を覚悟するよう訴えている。それでも対馬藩はあえて日朝通交を変革し、新政府の財政援助を得て、窮乏状態から脱出しようと念願していたことがわかる。明治二年一月十一日の倭館館守番縫殿介・幹事裁判川本九左衛門による国許家老宛の書状控によれば、対馬から朝鮮に納品する銅が渋滞していることを朝鮮側が追及し、朝鮮から公米木の入館を止めることも示唆してきたことを、大修大差使派遣に対する朝鮮側の揺さぶりだと対馬藩が認識していたことがわかる。

この後、日朝関係は険悪化し、日本国内で「征韓論」が高まっていくのは周知の通りである。明治二年二月に大島友之允は釜山倭館で初めて交渉現場に立った。ここで交渉の困難さを理解した大島は、しだいに妥協を探るようになっていく。

三月九〜十四日に対馬藩側は、訓導安東叡を倭館内に拘留し、通詞浦瀬最助らが朝鮮側の本音を聴取した。そこで、①対馬藩が新政府を動かして国交変革を図った形跡が

史苑（第七七卷第二号）

あり、朝鮮は対馬に対する物貨渋滞も考慮せざるをえない、②新政府樹立による天皇親裁の意味が不明、③「皇」「勅」の使用などは朝鮮を臣隷とする野望があり、朝鮮は率由旧章を述べるのみで、事が起これば責任は日本側にあるとする、という朝鮮側の認識が明らかにされた。①③などから、朝鮮側がある程度、対馬や日本側の意図を見抜いていたと考えてよいだろう。

5. 近世日朝通交システムの終焉 — 近代的外交への包摂

（1）政府による日朝外交掌握の動きと対馬藩

明治元年以来の新政府樹立通告をめぐる対馬藩と朝鮮との交渉が進展しないなかで、対馬藩はしだいに焦燥の色を深めていった。幕末以来、対馬藩が提唱していた通交刷新の頓挫は、朝鮮側からの撤供撤市を招くばかりか、政府から交渉失敗の責任を追及されることで対馬への財政援助が否定され、朝鮮通交・貿易の独占という対馬の既得権を喪失する危機が迫ってくることになる。そもそも近代国家では、国境と国民の範囲が明確化しており、領主による個別領有制が解体され、中央政府が外交を直接管掌する。明治政府がそうした指向を明確にしてきたこの時期において、対馬藩の既得権維持との矛盾が表面化することになる。すなわち、中央政府に依存しつつ日朝通交を自己に有利な形

に变革しようとした対馬藩の路線は、行き詰まっていくことになる。

明治二年五月一三日に外国官は対馬藩に対し、日朝関係においても政府が条約を結ぶ方針であると指示した²³。それを受け、六月に対馬藩の大島友之允は外国官に上申書を提出し、附属書類などで一連の日朝交渉経過を詳細に説明しつつ、対馬藩は最大限努力していて交渉停滞の責任は朝鮮側にあり、朝鮮国都へ使節を派遣して交渉すべきだが、対馬藩を経由せずに突然政府使節を派遣しても成功の見込みはないと主張した²³。

六月一七日に諸藩の版籍奉還が聴許されたのち、九月二四日に太政官は対馬藩（厳原藩と改称したが本稿では便宜的に対馬藩の表記を用いる）に対し、朝鮮外交の外務省への委任と、宗家から朝鮮への使節の廃止を指示した²³。翌二五日には外務省は太政官へ上申し、対馬による私交や朝鮮・対馬の古例墨守を批判し、軍艦で政府使節を派遣すべきだが、まず手始めに外務省官員を派遣して実情を調査するよう求めた²³。これに対し対馬藩は、一〇月に太政官へ上申し、当面自藩を経由しなければ交渉は進まないと訴え、付属書で外務省が日朝外交を接收した際の問題点（漂流民、歳遣船、倭館、公私貿易、対馬藩への損失補償、訳官使など）を列挙した²⁴。対馬藩の既得権を守る姿勢が明瞭に窺わ

れるが、挙げられた問題点はいずれも現実には解決が必要なものばかりであった。それらの解決に見通しがつけられない太政官は翌月、当面は対馬藩によって通交を継続するよう指示した²⁴。

明治三（一八七〇）年二月、外務省出仕の佐田白茅・森山茂・斎藤栄が釜山倭館に派遣され、日朝通交の来歴・形式、朝鮮国情、公私貿易の実態などを調査した。三月に帰国した佐田・森山・斎藤は政府に報告書を提出するとともに、それぞれ意見書を提出した。この年に木戸孝允や柳原前光外務権大丞も朝鮮に関する意見書を提出しているが、これら意見書は、まず「皇使」（政府使節）を派遣して朝鮮を説得し、必要に応じて軍事的威圧なども加え、聞かれなければ武力行使も辞さないという論旨で共通する²⁵。実際に政策の提起・運用にあたる政府首脳や外務省関係者により、武力行使も見通した「征韓論」が唱えられていることに注目したい。

五月には大島友之允の指示を受けた通詞浦瀬最助が訓導安東峻と交渉し、いったんは政府等対交渉を行う（両国政府内の同格官僚の間で文書を交換すること）で合意したが、ちようどこの時期に釜山に入港したドイツ公使の軍艦に対馬の通詞が乗り組んでいた事件により、交渉は挫折した。その後安東峻は、浦瀬が日本による武力的威嚇を示唆した

ことを朝鮮側は問題視していると述べている。^{②③}

(2) 外務省による倭館接收

明治三年九月、外務省は吉岡弘毅・森山茂・広津弘信に釜山派遣を命じた。これは政府代表として朝鮮側と交渉する任務であり、これに対し対馬藩は難色を示した。しかし、対馬の敵原に到着した吉岡らと藩知事宗重正（義達）が協議した結果、藩知事は日朝通交家役をやめて外務省所管に統一するようにとの上申を行った。一月に吉岡らは釜山倭館に到着したが、朝鮮側は対馬藩人以外と交渉しないと受入れを拒否した。翌明治四年三月になって吉岡らは朝鮮側と会見できたが、交渉は進展しなかった。対馬との旧来の関係にこだわる朝鮮側のかたくなな姿勢を踏まえ、四月三日に吉岡らは宗氏家役罷免・私交の陋習一洗を本省に上申した。^④

七月一四日の廢藩置県により対馬藩は消滅することになり、当然ながら政府による日朝外交接收へ動くことになる。七月二七日に宗重正は家役罷免を申請し、政府は認可したが、宗重正を外務大丞に任じて朝鮮国出張を命じ、大島友之允の同行を指示した。政府による朝鮮外交接收と、朝鮮がこだわる従来通りの対馬による外交という両者を満たす絶妙な策と言えるが、結局、宗重正の渡韓は実現しないま

ま終わる（明治七年〔一八七四〕にも再び渡韓案が浮上るが実現しなかった）。

明治五（一八七二）年になり、政府による日朝外交直轄・倭館接收をめぐる準備が進展していくなかで、五月から六月にかけて旧対馬藩士らが倭館欄出を行った。^⑤ 政府による接收を前に、旧対馬藩士らによる最後の賭けともいえる行動だったが、このときは東萊府に相手にされずに終わった。五月二八日に太政官は、日朝外交を外務省の所管とする指令を発したのに対し、六月に宗重正は、政府による倭館接收を朝鮮に秘密として対馬所管の形態とすること、旧図書（銅印）の使用、旧対馬藩による貿易負債品の清算を上申した。^⑥ 接收を可能な限り穏便な形で実行し、併せて貿易負債品の解決を促したものであった。

九月一五日、外務大丞花房義質（ともしも）一行は軍艦春日などに搭乘して釜山倭館に到着し、倭館接收作業を行った。通詞など必要な対馬人のみを任用し、その他の倭館員らを対馬に帰国させた。^⑦ これに反発した朝鮮側は撤供撤市を断行し、日朝通交は断絶状態になった。翌明治六（一八七三）年に外務省出仕の広津弘信が釜山に着任し、草梁公館（旧倭館）の統轄の任に就いた。こうして外務省による倭館接收による近世日朝通交システムは終焉し、近代国家の中央政府による外交権の直接掌握が果たされたのであった。

むすびにかえて — 政府の日朝外交接收と対馬人

以上みてきたような対馬藩の動向に關連して、若干の考察を付け加えておこう。対馬藩による日朝通交変革・朝鮮進出論を主導した大島友之允や藩首脳部の意識と、一般士民の意識との差はどうであったろうか。幕末以来の大島の朝鮮進出論は、同時代の識者による進出論に比べてはるかに具体的で、現実に即したものであった。しかし、實際に日朝間の交易で生計をたてている人びとなどの意識は、それとは異なる部分もあったのではなかったか。大島は明治二年になって日朝交渉の困難を目の当たりにし、政府の外交掌握と対馬藩の特権維持との矛盾が顕在化するなかで、朝鮮に対して妥協的な姿勢に変わっていったように思われる。

藩主・藩知事の宗義達（のち重正）は若年で襲封し、大島ら藩士たちに引つ張られながら行動したが、明治初年には対馬の利益を考えつつ政府に協力的な姿勢をとった。明治五年七月一三日の広津弘信の外務大丞三名宛上申書によれば、宗重正は「順貞ノ性質」だが、一代官（倭館で貿易を管理する役）らには非協力だと記している。また、明治三年二月に政府から派遣された佐田白茅らが、厳原から倭館に向けて出航する際に発砲を受けた事件など、日朝通交変

革と政府による外交接收に対する対馬の一般士民の抵抗を窺わせる事例も見受けられる。明治初年における外務省官吏らには、対馬は政府に対する抵抗勢力であるとの認識がみられ、倭館接收に際しては倭館からの対馬人排除が強く唱えられている。

そうした外務省官吏の一人で、倭館接收前後に対馬關係者と接しながら倭館に赴任した広津弘信は、明治四（一八七一）年の上申の中で次のように述べる。朝鮮を説得し朝廷に承服させるには「但对韓（対馬と韓国）両間有司ノ私情ヲ切斷スルニアリ」。「四百年來、藩計ノ半ヲ韓地ノ給与ニ仰ヒテ、幕府モ恬然之ヲ受シメ習ヒ性トナリ、韓地萊釜（東萊府・釜山僉使）有司ノ交際貿易使節接待等ニ関スル者モ、亦幾多ノ私利ヲ謀リ来リ候ハ」かつての長崎と似ている。「其私情ハ今更強チニ惡ムヘキ事ニハ無之」。対馬士民の心情を綏服し朝鮮の疑惑を氷解するためにも、政府が対馬援助を行うべきである。

幕末維新期において、対馬は境界領域として日朝關係の近代的変容に翻弄され、その「境界性」と「周辺性」「辺境性」との間で揺れ動いた。対馬が日朝關係に新たな活路を得るのは、日朝修好条規締結（一八七六年）による朝鮮の開港以後である。

註

- (1) 本稿全体にわたっては、木村直也「幕末における対馬の位置」浪川健治・D・ハウエル・河西英通編『周辺史から全体史へ―地域と文化』（清文堂出版、二〇〇九年）、同「東アジアのなかの征韓論」『日本の対外関係 七 近代化する日本』（吉川弘文館、二〇一二年）、同「対馬―通交・貿易における接触領域」『岩波講座日本歴史 二〇 地域論』（岩波書店、二〇一四年）、同「近世の日朝関係とその変容」『関周一編「日朝関係史」』（吉川弘文館、二〇一七年）を参照。また対馬の通史としては、長崎県史編集委員会「長崎県史 藩政編」（吉川弘文館、一九七三年）、永留久恵「対馬国志」二、三巻（『対馬国志』刊行委員会、二〇〇九年）などがある。
- (2) 日朝貿易に関しては、田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社、一九八一年）を参照。倭館に関しては、同『新・倭館―鎖国時代の日本人町』（ゆまに書房、二〇一一年）、鶴田啓「釜山倭館」『荒野泰典編『日本の時代史』一四 江戸幕府と東アジア』（吉川弘文館、二〇〇三年）、尹裕淑「近世日朝通交と倭館」（岩田書院、二〇一一年）を参照。
- (3) 荒野泰典『近世日本と東アジア』（東京大学出版会、一九八八年）。木村直也「文久三年対馬藩援助要求運動について―日朝外交貿易体制の矛盾と朝鮮進出論」田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』（吉川弘文館、一九八七年）のうち紙屋敦之・木村直也編『展望日本歴史 一四 海禁と鎖国』東京堂出版、二〇〇二年に再録。
- (4) 木村直也「幕末期の朝鮮進出論とその政策化」『歴史学研究』六七九、一九九五年。同「総論Ⅱ 近世中・後期の国家と対外関係」曾根勇二・木村直也編『新しい近世史2 国家と対外関係』（新人物往来社、一九九六年）。
- (5) ポサドニック号事件については、日野清三郎（長正統編）『幕末における対馬と英露』（東京大学出版会、一九六八年）を参照。
- (6) 木村直也「幕末期の幕府の朝鮮政策」田中健夫編『前近代の日本と東アジア』（吉川弘文館、一九九五年）。
- (7) この対馬藩による援助要求運動と朝鮮進出論提唱については、前掲した木村直也「文久三年対馬藩援助要求運動について」（註3）、および同「幕末期の朝鮮進出論とその政策化」（註4）を参照。
- (8) 大島友之允建白書に関しては、木村直也「幕末の日朝関係と征韓論」『歴史評論』五一六、一九九三年、および前掲・同「幕末期の朝鮮進出論とその政策化」（註4）を参照。なお建白書の全文は、木村直也「元治元年大島友之允の朝鮮進出建白書について（上）」『史学』五七―四、一九八八年に掲載してある。
- (9) 前掲・木村直也「幕末期の幕府の朝鮮政策」（註6）。
- (10) 慶応元年九月二日付 山田方谷宛、大島友之允書翰「山田方谷全集」第三冊（山田方谷全集刊行会、一九五一年）一九〇八―九頁。
- (11) 「公義被仰上」、「御家記編輯材料」、いずれも長崎県立対馬歴史民俗資料館蔵・宗家文庫。
- (12) 木村直也「慶応3年の闕出について」平成一二―一五年度科学研究費補助金研究成果報告書『8―17世紀の東アジア地域における人・物・情報の交流』（下）（研究代表者：村井章介、二〇〇四年）。
- (13) 前掲「御家記編輯材料」（註11）。

日朝関係の近代的変容と境界領域（木村）

- (14) 朝鮮への幕府使節派遣計画に関しては、木村直也「幕末における日朝関係の転回」『歴史学研究』六五一、一九九三年、田保橋潔「近代日鮮関係の研究」上（朝鮮総督府中枢院一九四〇年、戦後復刻）、安岡昭男「慶応期の幕使遣韓策—仏米・朝鮮間調停の企図」箭内健次編『鎖国日本と国際交流』下巻（吉川弘文館、一九八八年）、沈箕載「幕末維新日朝外交史の研究」〔臨川書店、一九九七年〕、石田徹「近代移行期の日朝関係—国交刷新をめぐる日朝双方の論理」〔溪水社、二〇一三年〕を参照。
- (15) 前掲「公義被仰上」、「御家記編輯材料」（註11）。
- (16) 「大島書類」所収の「日記」、「御家記編輯材料附属」、いずれも長崎県立対馬歴史民俗資料館蔵・宗家文庫。
- (17) 前掲「大島書類」所収の「日記」（註16）。
- (18) 明治初期の日朝関係と対馬に関しては、（註1）に掲げた諸書・論考のほか、（註14）に掲げた田保橋潔・沈箕載・石田徹各氏の著書、石川寛「明治維新时期における対馬藩の動向」『歴史学研究』七〇九、一九九八年、同「近代日朝関係と外交儀礼」『史学雑誌』一〇八一、一九九九年、同「日朝関係の近代的改編と対馬藩」『日本史研究』四八〇、二〇〇二年、同「明治期の大修参判使と対馬藩」『歴史学研究』七七五、二〇〇三年、牧野雅司「明治維新时期の対馬藩と「政府等対」論」『日本歴史』七六六、二〇一二年、同「明治初期外務省の対朝鮮外交と近世日朝関係」『朝鮮学報』二三〇、二〇一四年を参照。
- (19) 『日本外交文書』第一卷第一冊、文書番号二四五・二四六。
- (20) 『日本外交文書』第一卷第一冊、文書番号二八八。
- (21) 長崎県立対馬歴史民俗資料館蔵・宗家文庫・記録類Ⅲ
- 四五書状控五七。
- (22) 前掲「御家記編輯材料」（註11）、田保橋潔前掲書（註14）。
- (23) 『日本外交文書』第二卷第一冊、文書番号二二一。
- (24) 『日本外交文書』第二卷第二冊、文書番号三二〇。
- (25) 『日本外交文書』第二卷第二冊、文書番号四八六。日付はとりあえず同書の仮設定によるが、荒野泰典前掲書（註3）第2部第2章注40では一〇月七日前後から一四日以前のものとして推定している。
- (26) 『日本外交文書』第二卷第二冊、文書番号四八八。
- (27) 『日本外交文書』第二卷第三冊、文書番号五五八。
- (28) 前掲「御家記編輯材料」（註11）。
- (29) 『日本外交文書』第三卷、文書番号八七・八八・九〇・九四。
- (30) 『日本外交文書』第三卷、文書番号九五・九九・一〇〇。
- (31) 『日本外交文書』第三卷、文書番号一〇四。同書では一月一日（仮）とするが、前掲「御家記編輯材料」では閏一〇月一八日付で一月一三日提出。
- (32) 『日本外交文書』第四卷、文書番号一七九。
- (33) 田保橋潔前掲書（註14）。前掲「御家記編輯材料」（註11）。
- (34) 『日本外交文書』第五卷、文書番号一五一。
- (35) 『日本外交文書』第五卷、文書番号一四七・一四九。
- (36) 『日本外交文書』第五卷、文書番号一六二・一六七・一六八。
- (37) 『日本外交文書』第五卷、文書番号一五二。表題が七月三〇日付になっているのは誤り。
- (38) 『日本外交文書』第四卷、文書番号一八九。

（本学文学部特任教授）